

70歳以上の  
皆様へ

## 平成30年8月から 高額療養費の上限額が 変わりました

### 高額療養費とは

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻される制度です。自己負担限度額の上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒平成30年8月から、上限額が変わりました。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますのでご注意ください。

### 現役並みの収入の方(3割負担) (年収は年金収入のみの方の金額)

平成30年8月以降、同一月に一つの医療機関での支払が高額になる可能性がある方は必ず、市町村窓口にて「限度額適用認定証」の交付を申請してください。手続きをされないと、適用区分Ⅲの扱いとなってしまいます。

### 平成30年8月からの上限額(70歳以上)

	適用区分	外来	外来+入院
		(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 〈多数回 140,100円(※2)〉	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 〈多数回 93,000円(※2)〉	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 〈多数回 44,400円(※2)〉	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回 44,400円 (※2)〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯(※3)		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など(※3))	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1)世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2)過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3)住民税非課税世帯の方には従来通り、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

### お問い合わせ先

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合に加入の方  
⇒加入の医療保険者
- 国民健康保険に加入の方  
⇒お住まいの市町村の担当窓口
- 後期高齢者医療制度の方  
⇒各都道府県の後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口

